

# 目黒区公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱基準要綱

平成29年2月23日付け目総契第6421号決定  
改正 平成30年5月1日付け目総契第3118号決定  
改正 令和2年3月24日付け目総契第10635号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の方法を開くため、請負者が保有する工事の請負に係る債権(以下「工事代金債権」という。)を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、契約条項(工事)(以下「工事請負契約書」という。)第5条第1項ただし書の規定に基づく工事代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)の承諾をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負金額(工事請負契約により区が支払うこととされる額をいい、債権譲渡の承諾の申請時までに契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額をいう。以下同じ。)が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号。以下「規則」という。)第57条の2に規定する前金払(以下「前金払」という。)の支払の有無にかかわらず、工事の進捗率が前金払の相当割合を概ね超えていること。
- (3) 工事の進捗率が、前金払の相当割合に規則第57条の3に規定する中間前金払(以下「中間前金払」という。)又は規則第58条に規定する部分払(以下「部分払」という。)の相当割合を加えたものを概ね超えていること(中間前金払又は部分払が行われている場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(別記第1号様式)の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
- (2) 請負者が工事請負契約書第45条第1項各号又は第45条の2第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 契約書等に一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不相当と区長が認める場合

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 区長が債権譲渡を承諾する請負者(以下「債権譲渡人」という。)は、次のいずれにも該当していなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)であること。
- イ 中小企業者以外の者であって、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画があること。

(2) 次の場合のいずれにも該当しないこと。

- ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをした場合
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合
- エ 会社法(平成17年法律第86号)第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ アからオまでに掲げるもののほか、債務の弁済が不可能となった場合

2 区長が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、株式会社きらぼし銀行とする。

(譲渡工事代金債権の額)

第4条 譲渡の対象となる工事代金債権(以下「譲渡工事代金債権」という。)の額は、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相当する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合は、工事請負契約書第48条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相当する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾の申請をしようとするときは、次の書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(別記第1号様式)

(2) 公共工事代金債権信託契約書の写し

(3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(当該申請(以下この項において「本申請」という。)以外の債権譲渡の承諾の申請をしている場合において、本申請の3か月前までに発行された債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書を提出しているときを除く。)

(4) 工事履行報告書(別記第2号様式)

(5) 建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し(工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、受付票に押印されている使用印又は代理人印である場合に限る。)

(6) 下請負人等に対する支払計画書(別記第3号様式)(債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。)

(7) 保険会社又は保証会社の承諾を受けている旨を証するもの(保険又は保証約款等の写し(該当する条項を朱線等で明示してあるものに限る。))が添付されているものに限る。)(契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合に限る。)

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、その結果を債権譲渡人及び債権譲受人に通知するものとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡の承諾の基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る工事が、第2条第1項各号のいずれにも該当し、かつ同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 債権譲渡人が第3条第1項各号のいずれにも該当すること。

(3) 債権譲渡承諾依頼書が3部提出されており、次のいずれにも該当すること。

ア 必要事項が記載されていること。

イ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が工事請負契約書と一致していること。

ウ 債権譲渡人の印が、印鑑証明書又は受付票に押印されているものと一致していること。

- エ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び当該者の印が印鑑証明書と一致していること。
  - オ 支払済の前金払、中間前金払及び部分払の金額に誤りがなく、かつ申請時の債権譲渡の金額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる金額と一致していること。
  - カ 建設共同企業体の名称、代表者及び構成員の所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の記載があり、かつ当該者の印が工事請負契約書と一致していること(建設共同企業体に係るものに限る。)
- (4) 公共工事代金債権信託契約書が次のいずれにも該当すること。
- ア 債権譲渡人及び債権譲受人に係る記載内容が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
  - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。
  - ウ 譲渡の対象となる債権が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
  - エ 建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の記載が建設共同企業者協定書と一致していること(建設共同企業体に係るものに限る。)
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書が提出されていること(当該申請(以下この項において「本申請」という。)以外の債権譲渡の承諾の申請をしている場合において、本申請の3か月前までに発行された債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書を提出しているときを除く。)
- (6) 当該工事の進捗率が、第2条第1項第2号及び第3号に規定する割合を概ね超えていること。
- (7) 下請負人に対する支払計画書に下請企業となる中小企業者及び当該中小企業者に対する支払いの旨が記載されていること(債権譲渡人が第3条第1項第1号イの規定に該当する場合に限る。)
- (8) 保険会社又は保証会社の承諾を受けている旨を証する次のア及びイに該当することが確認できるものが提出されていること(契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合に限る。)
- ア 保険会社又は保証会社の承諾書の内容が、役員保証特約付ではない履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであること。
  - イ 区に提出済の保険に係る保証証券等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (9) 当該工事請負代金債権が、株式会社きらぼし銀行以外の者(以下「第三者」という。)に譲渡されていることの実事について、契約課長が把握していないこと。

(出来高査定)

第7条 債権譲受人は、債権譲渡人が債権譲受人と締結する公共工事代金債権信託契約に基づく工事の進捗状況の確認を行うものとする。

2 債権譲渡人は、前項の規定による出来高査定の確認を行うに当たり現場確認の必要があるときは、工事出来高査定確認協力申出書(別記第4号様式)を区長へ提出するものとする。

3 区長は、前項の規定による工事出来高査定確認協力申出書の提出があったときは、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの実事を契約課長が把握していない場合に限り、立入りに必要な調整を行った上、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

4 前項の承認に係る事務は、工事所管課が処理する。

5 債権譲受人は、第3項の規定により立入りを承認された場合において、当該契約に係る工事現場に立ち入るときは、身分証明書を持参し、求めに応じ提示しなければならない。

(契約解除に係る譲渡工事代金債権の額)

第8条 区長は、債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等の理由により契約が解除されたときは、第4条ただし書の規定により算出した額を債権譲受人に通知するものとする。

(譲渡工事代金債権の請求)

第9条 債権譲受人は、工事契約書に定められた検査その他の所定の手続きを経て、第4条の規定により請負金額及び部分払の金額の額が確定したときは、工事請負代金請求書(別記第5号様式)に次の書類を添して区長に譲渡工事代金債権の請求をすることができる。

- (1) 公共工事代金債権信託契約書の写し
- (2) 第13条第2項の債権譲渡承諾書の写し

2 区長は、前項の規定により工事請負代金請求書等を受領したときは、譲渡工事代金債権の金額を確認の上、当該額を支払うものとする。

(指名選定等における留意事項)

第10条 区長は、債権譲渡人が債権譲渡の承諾の申請をしたことにより、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

(債権譲渡の承諾事務の分掌)

第11条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部契約課が行う。

(債権譲渡の承諾申請に係る事前協議)

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第5条第1項の書類を提出するに際して、当該事項について事前に契約課長に協議しなければならない。

2 契約課長は、前項の規定により協議を受けたときは、工事主管課長にその旨を連絡し、前金払の支払状況等を確認するものとする。

(債権譲渡の承諾申請に係る手続)

第13条 債権譲渡人及び債権譲受人は、前条第1項の規定により協議を行ったときは、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、共同して第5条第1項の書類を契約課長に提出しなければならない。ただし、共同して提出できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人の委任状(別記第6号様式)を提出することにより、単独で提出することができる。

2 契約課長は、前項の規定により提出された書類を第6条の基準により審査する場合において、当該内容が適当であると判断したときは、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿(別記第7号様式)に必要事項を記載するとともに、債権譲渡承諾書により債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ審査結果を通知するものとする。

3 契約課長は、第1項の規定により提出された書類を第6条の基準により審査する場合において、当該内容が不適当であると判断したときは、債権譲渡の不承諾について意思決定をし、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書(別記第8号様式)により債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ審査結果を通知するものとする。

4 前2項の規定により債権譲渡の承諾又は不承諾に係る意思決定を行うときは、工事所管課長に協議しなければならない。

5 契約課長は、前3項の手続を完了したときは、第5条第1項の規定により提出された書類を保管するものとする。

6 契約課長は、第2項から前項までの規定による手続を、第5条第1項の規定による書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

(契約変更に係る手続)

第14条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後の契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合において、譲渡工事代金債権の額が変更されたときは、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した監督基準(昭和58年8月2日目建営第224号決定)に定める設計変更承諾書(以下「設計変更承諾書」という。 )の写しを提出しなければならない。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、当該工事に係る契約変更があったときは、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(別記第9号様式)を契約課長に提出しなければならない。
- 3 契約課長は、前項の規定により工事代金債権計算書(契約変更用)の提出を受けたときは、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び設計変更承諾書により記載内容を確認し、当該記載内容が適当であると判断したときは、当該書類を受理するものとする。
- 4 契約課長は、前項の規定により工事代金債権計算書(契約変更用)を受理したときは、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に受付日及び当該契約変更に伴う譲渡工事代金債権の変更後の金額を記載し、第5条第1項の書類とともに保管するものとする。

(契約解除に係る手続)

第15条 債権譲受人は、第8条の規定により譲渡工事代金債権の額に係る通知を受け取ったときは、工事代金債権計算書(契約解除用)(別記第10号様式)を契約課長に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等の理由により連署による工事代金債権計算書(契約解除用)を作成することができないときは、債権譲受人のみの記名押印により提出することができる。

- 2 契約課長は、前項の規定により工事代金債権計算書(契約解除用)の提出を受けた場合において、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び設計変更承諾書等により当該書類の記載内容を確認し、当該記載内容が適当であると判断したときは、受理するものとする。
- 3 契約課長は、前項の規定により工事代金債権計算書(契約解除用)を受理したときは、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び契約解除に伴う譲渡工事代金債権の変更後の金額を記載し、第5条第1項の書類とともに保管するものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

（表）

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

目黒区長 宛て

(譲渡人)	債権譲渡人 所在地 商号又は名称 代表者職氏名	工事請負 契約書の 使用印
(譲受人)	債権譲受人 所在地 名称 代表者職氏名	実印
	(担当者) 職・氏名 TEL	

債権譲渡人（以下「譲渡人」という。）が目黒区（以下「区」という。）との間で締結した工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、譲渡人と債権譲受人（以下「譲受人」という。）との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき、譲受人に信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払につきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の請負者の債務は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

### 記

#### 1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第48条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- |                                 |                                     |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 工 事 名                       | _____                               |
| (2) 工 事 場 所                     | _____                               |
| (3) 契 約 番 号                     | _____                               |
| (4) 契 約 締 結 日                   | _____ 年 月 日                         |
| (5) 工 期                         | _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで         |
| (6) 請 負 代 金 額                   | 金 _____ 円                           |
| (7) 支 払 済 前 払 金 額               | 金 _____ 円                           |
| (8) 支 払 済 中 間 前 払 金 額<br>及び部分払額 | 金 _____ 円                           |
| (9) 債 権 譲 渡 額                   | 金 _____ 円 ( (9) = (6) - (7) - (8) ) |

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(6)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

（用紙規格 A4）

(裏)

- 譲渡人は、前記1の工事の譲渡対象債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 譲渡人及び譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任をもって行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 譲渡人及び譲受人は、本債権譲渡が、譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達又は譲渡人の下請企業等への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、区が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 譲渡人と譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、譲渡人及び譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 譲渡人及び譲受人は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 上記のほか、譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

所 属

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

第 号  
年 月 日

(譲渡人) \_\_\_\_\_ 御中

(譲受人) \_\_\_\_\_ 御中

### 債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により工事請負契約に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

#### 記

- 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 発注者は、債権譲渡後も譲渡人との協議のみにより、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

(発注者) \_\_\_\_\_ 印

確定日付印欄	
--------	--

第2号様式（第5条関係）

## 工 事 履 行 報 告 書

工 事 件 名			
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
請 負 金 額			
支払済前金払等	前金払額	金	円
	中間前金払額	金	円
	<u>部分払額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>
	計	金	円(請負代金額に対する割合 %)
日 付			
月 別			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(用紙規格 A4)

## 下請負人等に対する支払計画書

年 月 日

(発注者) 目黒区長 宛て

(請負者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

工事請負  
契約書の  
使用印

工事件名 \_\_\_\_\_  
契約金額 \_\_\_\_\_

債権譲渡により得られる資金は、今後、上記工事の履行に関して以下の下請負人に対する支払に利用する予定です。

整理番号	今後支払予定額			支 払 先	
	月 旬	金 額		(名称/所在地/電話等)	
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない

(注意)

- 「今後支払予定額」欄の「月旬」部分は、以下の区分によりご記入ください。  
上旬:1～10日 中旬:11～20日 下旬:21～月末
- 「支払先」では、支払先が中小企業基本法第2条に定める中小企業者(以下「中小企業者」という。)である場合は「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は、「中小企業者でない」欄に○をしてください。  
ただし、受注者が中小企業者である場合は、記載の必要はありません。

工事出来高確認協力申出書

年 月 日

目黒区長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付 第 号にて債権譲渡を承諾された下記工事について、信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工 事 件 名 \_\_\_\_\_

2 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

3 請負者(債権譲渡人) \_\_\_\_\_

4 現場立入り希望日時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分から 時 分まで

5 現場立入り予定者名


6 連絡先 担当者職・氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

工事請負代金請求書

年 月 日

目黒区長 宛て

所在地  
(債権譲受人) 名称  
代表者職氏名

実印

年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、

の代金として

(内訳)

- |                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| (1) 請負金額                                   | 金 _____ 円 |
| (2) 支払済前金払額                                | 金 _____ 円 |
| (3) 支払済中間前金払額<br>及び部分払額                    | 金 _____ 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等                        | 金 _____ 円 |
| (5) 今回請求金額<br>※(5) = (1) - (2) - (3) - (4) | 金 _____ 円 |

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約の内容

- (1) 承認番号
- (2) 契約番号
- (3) 工事件名

所在地  
(4) 請負者(債権譲渡人) 名称  
代表者職氏名

# 委 任 状

年 月 日

目黒区長 宛て

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

1 工 事 件 名

2 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円

私は、所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾書依頼書の提出に関する権限を委任します。

※譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。

※譲渡人が共同企業体の場合は、代表構成員の名義で行うものとする。



第 号  
年 月 日

## 債権譲渡不承諾通知書

債権譲渡人 \_\_\_\_\_ 御中

債権譲受人 株式会社きらぼし銀行 御中

目黒区長 印

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できません。

### 記

1 (1)工 事 名 \_\_\_\_\_

(2)契約年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 承諾しない理由

以 上

(用紙規格 A4)

工事代金債権計算書（契約変更用）

年 月 日

目黒区長 宛て

債権譲渡人 所在地 商号又は名称 代表者職氏名	工事請負 契約書の 使用印
債権譲受人 所在地 名称 代表者職氏名	実印
（担当者）職・氏名 TEL	

年 月 日付で債権譲渡の承諾を受けた下記の工事に係る契約の変更により、工事代金債権が変更されたので提出します。

記

- 1 工 事 件 名 \_\_\_\_\_
- 2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 4 契約変更承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 工事代金債権
  - (1)当初請負金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2)支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (3)支払済中間前払金額及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (4)当初債権譲渡額 ((4)=(1)-(2)-(3)) 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (5)契約変更額 金 \_\_\_\_\_ 円 (減額の場合は、△表示)
  - (6)債権譲渡額 ((6)=(4)+(5)) 金 \_\_\_\_\_ 円 [年 月 日現在見込額]

工事代金債権計算書（契約解除用）

年 月 日

目黒区長 宛て

債権譲渡人 所在地 商号又は名称 代表者職氏名	工事請負 契約書の 使用印
債権譲受人 所在地 名称 代表者職氏名	実印
(担当者) 職・氏名	
TEL	

下記の工事に関し、年 月 日付 第 号に基づく契約の解除により、工事代金債権が変更されたので提出します。

記

- 1 工 事 件 名 \_\_\_\_\_
- 2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 4 契約解除日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 工事代金債権
  - (1)当初請負金額（契約解除日現在） 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2)支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (3)支払済中間前払金額及び部分払額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (4)出来高額（ %） 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (5) 契約解除違約金 ((5)=(1)×10%) 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (6)債 権 譲 渡 額 ((6)=(4)-(2)-(3)-(5)) 金 \_\_\_\_\_ 円